

## 島根地方最低賃金審議会 第425回会議 議事録

- 1 日 時 令和4年7月6日(水) 午前9時10分～午前9時50分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名  
労働者代表委員 出席5名 定数5名  
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○島根県最低賃金の改正諮問について  
○専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について  
○運営小委員会の設置について  
○公開と意見陳述について  
○事業場視察について  
○労働団体からの要請書について

【会 長】 ただいまから、島根地方最低賃金審議会第425回会議を開会します。今年度最初の本審議会となりますが、よろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、事務局に異動があったようですので、御紹介願ひます。

【室 長】 賃金室長の鎌田でございます。初めて賃金行政を担当することになり、この審議会の事務局を務めることになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

本年4月の人事異動により事務局職員の異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

青色インデックスの資料ナンバー2の事務局体制を御覧ください。

労働局長は、宮口でございます。

【局 長】 宮口と申します。よろしくお願ひします。

【室 長】 局長からは後ほど御挨拶をさせていただきます。

労働基準部長は、引き続き三上でございます。

【部 長】 三上です。よろしくお願ひします。

【室 長】 賃金室長は、私、鎌田でございます。よろしくお願いいたします。  
賃金室長補佐は、日高でございます。

【補 佐】 日高です。どうぞよろしくお願いいたします。

【室 長】 以上4名で今年度の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
なお、委員の皆様は、資料ナンバー1のとおり変更はございません。

【会 長】 ありがとうございます。  
続きまして、事務局から本日の配付資料についてお願いします。

【補 佐】 事務局の日高でございます。着座にて失礼いたします。本日、委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、御確認をお願いします。

会議次第と座席表がそれぞれ1枚ずつ、会議資料その1として青いインデックスのナンバー1からナンバー10までクリップでとじたものをお配りしています。

資料ナンバー1が第56期島根地方最低賃金審議会委員名簿、資料ナンバー2が令和4年度審議会事務局体制、資料ナンバー3が最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋、資料ナンバー4が島根地方最低賃金審議会運営規程、資料ナンバー5が島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程、資料ナンバー6が島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領で、ここまでが片面印刷の1枚物です。資料ナンバー7が全労連からの最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請書写しで、両面印刷3ページ建ての2枚物です。資料ナンバー8が島根県弁護士会からの最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明写しで、両面印刷4ページ建ての2枚物、資料ナンバー9が令和3年度審議会等関係会議開催状況で、両面印刷3ページ建ての2枚物です。資料ナンバー10が令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表で、両面印刷の1枚物です。

以上、青インデックスのナンバー1からナンバー10までが資料その1となります。

それから参考資料として、令和4年6月7日に閣議決定されました、経済財政運営と改革の基本方針2022関係部分抜粋が両面印刷5ページ建ての3枚物、新しい資本主義のグランドデザイン実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表関係部分抜粋が両面印刷6ページ建ての3枚物、足下の経済状

況等に関する補足資料が両面印刷28ページ建ての14枚物、この3つをお配りしております。

このほか、労使代表の委員の皆様には、令和4年度版の最低賃金決定要覧という冊子をお配りしております。公益委員の皆様には、先月開催しました公益委員会議においてお配りしております。

また、ブルーのファイルの赤いインデックスのナンバー1からナンバー18までをとじた賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標、行政関係、生活保護関係の資料を取りまとめたものをお配りしております。

以上が本日お配りしています資料となります。以上でございます。

【会 長】 事務局から説明のありました資料の確認は、皆さん、よろしいでしょうか。それでは続きまして、事務局から定足数、会議の公開状況について報告をお願いします。

【補 佐】 私、日高のほうから報告させていただきます。

委員の出席状況について、御報告します。本日は、委員の皆様全員の出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことを御報告します。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに6月24日から7月1日まで掲示いたしました結果、4名の傍聴希望者があり、本日3名の方が傍聴されていますので、併せて御報告いたします。以上です。

【会 長】 続きまして、会議次第の2番目、島根県最低賃金の改正諮問について、事務局、お願いします。

【室 長】 座ったまま失礼します。

それでは、これより労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

(局長と会長が中央に移動)

【局 長】 (諮問文を読み上げ)

「島根県最低賃金の改正決定について。最低賃金法第12条の規定に基づき、島根県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及

び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配意した、貴会の調査審議を求める。」

以上、よろしく願いいたします。

【会長】 ただいま、労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

宮口局長から御挨拶をお願いいたします。

【局長】 改めまして、3月31日付で島根労働局長を拝命しました宮口と申します。

どうぞよろしく願いいたします。着座して説明させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆さんにおかれましては、日頃から島根労働局の行政運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ただいま、令和4年度の島根県最低賃金の改定について調査審議をお願いしたところでございます。本年度の審議につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

中央におきましては、6月28日に地域別最低賃金額改定の目安について、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して諮問が行われ、審議が始まっております。

6月7日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太方針と、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画におきまして、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指して引上げに取り組むこと。そして、引上げ額については、公労使三者構成のこの最低賃金審議会では生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮してしっかり議論することとされたところでございます。

この政府方針並びに今年度も新型コロナウイルス感染症がいまだに収束してない中での審議となり、昨年以上に難しい審議となることが考えられますが、中央の目安答申は7月下旬、今月下旬に行われる予定というふうに聞いております。

県内の経済情勢を見てまいりますと、7月1日付の日銀の松江支店発表の山陰の金融経済動向によりますと、景気は持ち直しの動きが見られ、個人消費も持ち直しの動きが見られるが、製造業の生産は持ち直しの動きが鈍化しているとされております。

また、島根県内の雇用情勢でございますが、5月の有効求人倍率は平成30年11月以来の1.76倍ということで、全国平均の1.24倍を大きく

上回っております。雇用情勢の判断を新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響を注視する必要があるが、県内の雇用情勢は持ち直しているということで引上げさせていただいているところでございます。

ただ、このところの新型コロナウイルス感染症の感染急拡大、さらには、世界情勢の急激な変化に伴う原油価格をはじめとする物価の高騰、円安の動きなど、今後の雇用情勢に影響を与える要素も増してきております。

このような状況の中で、県内の多くの企業、事業場では、雇用維持の努力を続けておられ、労働局としましても雇用の維持、事業の継続のための助成金等の各種支援策を効果的に活用いただけるよう、周知、広報と速やかな実施に取り組んでいるところでございます。

また、賃上げをしやすい環境整備に向けた支援策として、事業場内の最低賃金の引上げを進めるための業務改善助成金等につきましても、より多くの方が御活用いただけるよう、引き続き、周知、広報などに努めてまいります。

審議会委員の皆さんにおかれましては、島根県における最低賃金を取り巻く事情を総合的に勘案していただきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

【会 長】 ありがとうございます。

皆様のお手元にも諮問文が配られていると思いますけれども、諮問に対し、何か御質問はありませんでしょうか。

特にないようですので、これで終わります。

それでは、続きまして、会議次第の3番目、島根県最低賃金改正に係る審議方法についての(1)専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、改正決定の審議方法に当たって、専門部会委員の任命予定についての説明と、この審議会で議決をお願いしたい2つの案についての説明をさせていただきます。

まず、専門部会の設置と組織の予定について御説明します。

資料ナンバー3に、最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋をつけておりますが、最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門の事項を審議するために専門部会を置かねばならないと規定されており、また、同条第3項及び審議会令第6条第1項で、専門部会を組織する委員は、公・労・使各同数の9名以内で組織すると規定されております。島根地方最低賃金審議会においては、これまで慣例で9名により専門

部会を組織しております。今年も例年どおりでよろしいか、後ほど御審議をお願いいたします。

その専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、本日7月6日付で島根労働局一般公示を行い、7月21日木曜日を締切りとして関係者からの推薦を求め、その後速やかに任命したいと考えております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命をする予定であります。

また、今回の諮問に伴い、同じく本日7月6日付で最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見を求める公示を7月26日火曜日まで行うこととしておりますので、併せてお知らせいたします。

次に、本審議会で審議の上、議決をお願いしたい2点について御説明いたします。資料ナンバー3の、最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋関連でございます。

1点目ですが、審議会令第6条第5項によると、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることができることと規定されており、本審議会での議決をしておいていただきますと、専門部会の決議後に改めて審議会での議決する必要がなくなるようになります。

なお、審議会での議決が不要になる場合は、専門部会において全会一致で議決された場合に限るように運用することとされております。

2点目としては、同じく審議会令第6条第7項の取扱いについてでございますが、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとあります。第6条第5項と同様に、本日その旨の議決をいただければ、専門部会終了後に改めて審議会での議決する必要がなくなります。

以上、専門部会の設置に関しまして、定員9名とすることの御審議が1点、事前に審議決定いただきたい事項を2点、提案させていただきました。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【会 長】 ただいま事務局の説明がございましたが、専門部会の委員を9名とすること、それから、審議会令第6条第5項、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議、全会一致をもって審議会の議決とすること及び第7項、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止することをあらかじめ議決しておくこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」)

ありがとうございます。

それでは、異議がございませんので、専門部会は慣例どおり9名の委員とすること、審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、いずれも決定させていただきます。

続きまして、会議次第の3の(2)運営小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 運営小委員会の設置について御説明します。

資料ナンバー4の島根地方最低賃金審議会運営規程を御覧ください。同運営規程第3条で、会長は審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができると規定されており、今年度においても運営小委員会を設置しておきたいと考えております。

必要な案件が発生したときに迅速に対応するという意味合いで設置を図るものであります。当局の場合は、毎年特定最低賃金の改正の必要性を検討するという際に開催しております。

【会 長】 ただいま事務局の説明がありました運営小委員会設置につきまして、御意見等何かございますでしょうか。例年どおり設置するという事で異議はございませんでしょうか。

(「はい」)

ありがとうございます。

それでは、事務局より、運営小委員会設置の手續等の説明をお願いいたします。

【室 長】 資料ナンバー5の島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第2条の規定により、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成するとなっておりますので、公益は、会長と会長代理ですが、労働者側と使用者側それぞれ2名の指名をお願いしたいと思っております。

【会 長】 では、労使それぞれから2名の委員を指名することとなりますが、いかがでしょうか。

【景山委員】労働者側の委員としましては、島田委員と私、景山で務めさせていただきたいと思います。

【会 長】 ありがとうございます。  
森脇委員、お願いします。

【森脇委員】使用者側は、私、森脇と若松委員をお願いしたいと思ってます。

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、確認をさせていただきます。運営小委員会の委員は、公益側は、会長と会長代理となっておりますので、私と藤本委員、労働者側は、景山委員と島田委員、使用者側は、森脇委員と若松委員ということで、審議会として指名させていただきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、会議次第の3の公開と意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項と、資料は添付しておりませんが、各種最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に、会議は原則として公開するとされており、原則会議は公開です。

しかし、運営規程のそれぞれ同じ条文ただし書で、ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長、部会長は、会議を非公開にできるとされており、この適用範囲をどの範囲にするのか、ということですが、先の公益委員会会議では、従来どおり基本的には労使委員の意向によることとし、審議会の終了前に労使委員の意見を聴いた上で、次回の審議会を公開にするかどうか、会長が決めるという方向が確認されました。

続きまして、審議会の開催に当たっての意見陳述の対応について説明します。

最低賃金法第25条第6項では、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとされ、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と、専門部会運営規程第4条第3項に、会長あるいは部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明または意見を聴くことができるとされています。

毎年島根労連から、県の最低賃金決定額の公示に対し異議の申出があり、昨年は島根労連と自治労連から、異議申出の審議会で各10分程度の意見陳述が行われております。今年も時間額が1,500円に満たなければ、異議の申出を行い、意見陳述を希望されるものと思われま

す。また、これとは別に、本日の改正諮問に伴い関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を行いますが、これに対して昨年は島根労連から意見書の提出があり、8月の目安伝達本審では初めてとなる意見陳述が行われました。恐らくこの目安伝達の本審のときにも意見陳述を希望されると思われま

すが、これを含めて意見陳述について御協議をお願いいたします。なお、先般の公益委員会議において意見を伺いましたところ、金額審議前の関係労使からの意見陳述については、昨年度も認めているので今年度も認める方向で良いのではということでした。

以上、公開・非公開の決定と意見陳述への対応、この2点について御審議願います。

【会 長】 ありがとうございます。

今事務局から公開と意見陳述について説明がありました。皆様の御意見をお願いしたいと思います。

公開については、恐らく次回となる目安伝達に係る本審では、一昨年までは事務局説明までを公開とし、その後は非公開としていましたが、昨年は全てを公開しましたので、今年も全て公開ということでどうなのかなというふうには考えております。

また、意見陳述につきましても、今までは8月20日過ぎの異議申出に係る意見陳述のみでしたが、実質の金額審議が始まる前の目安伝達時の本審においても、昨年と同様に御希望があれば意見陳述を受けてもいいと思いますが、両方について、労使いかがと思われますでしょうか。御意見をお願いしたいと思います。

森脇委員、お願いします。

【森脇委員】今の会長の御意見で使用者側は、承諾します。

【会 長】 景山委員、いかがでしょうか。

【景山委員】注目をされる最低賃金ということで、様々な御意見があろうかと思っておりますので、出来る限り聴いていくというのが筋ではないかというふうに思いますが、

説明があったように秘密を厳守しなければならない、そういう場合には非公開とするということで納得をし、了承したいと思います。

【会 長】 ありがとうございます。

では、昨年と同様の扱いにすると。それで公開か非公開については、会議終了前に次回の取扱いを労使の意見を聴いた上で会長、部会長が決めるということになると思います。

先ほど説明したように、目安答申の伝達に係る本審議会は、昨年と同様に全部公開。それから、意見陳述の希望があれば、目安伝達の本審と異議申出の本審においてそれぞれ行うということにしたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、会議次第の3の(4)の事業場視察について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 事業場視察につきましては、令和2年、3年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止をしておりましたが、本年3月に開催されました第424回本審議会におきまして、WEBの活用等工夫をしての実施の方向が示されました。従来の事業場視察は、視察先にて会社概要聴取、それから工場見学、労使との意見交換を行っておりましたけども、コロナ禍であることを踏まえまして、今回の視察は、当合庁会議室と視察先とをWEB、Zoomで結びまして、会社概要聴取や労使との意見交換はZoomで、それから工場見学につきましては、事前に労働局が収録したビデオを委員の皆様に見聴していただく形で実施することとしております。

視察先は、出雲市のエイコー電子工業株式会社様に御快諾いただいております。視察結果につきましては、次回の本審で報告をいたします。

また、視察に係る事務連絡につきましては、本審閉会後に委員の皆様に行いたいと思っております。以上です。

【会 長】 ただいま事務局から事業場視察について説明がありましたが、何か御質問がありますか。

(「ありません」)

それでは、本審閉会後に事業場視察を行いたいと思います。

続きまして、会議次第の4、労働団体からの要請書についてですが、先般、

島根労働局長宛てに全労連中国ブロック協議会及び島根労連から要請があったようですので、事務局からこの要請について御報告をお願いします。

【室 長】 全労連中国ブロック協議会及び島根労連からの要請が資料ナンバー7のとおり6月7日にありました。

労働局長宛ての要請ですが、要請事項2、最低賃金を1,500円に引き上げること、要請項目6、審議会開催に当たって意見陳述の人数制限や極端な時間制限をしないこと、傍聴人数の制限をしないこと、完全公開を行うことの要請につきましては、今後の審議にも関係することですので、厚生労働本省に報告するだけでなく審議会へも伝える旨の回答を行っておりますので、御報告いたします。

要請に対する御意見があればその意見を付して本省へ報告することとなりますし、特段なければ報告を受けた事実のみを本省報告することとなります。なお、要請者に対しまして審議会意見を回答することはございません。

また、労働団体からの要請ではございませんが、資料ナンバー8を御覧ください。6月29日付の島根県弁護士会からの最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明が届きました。声明の要旨は、現在の最低賃金は日常生活を営むに足る水準とは言い難く、若年労働者の都市部流出に見られる地方格差の解消の観点からも、最低賃金の大幅な引上げを図るべきであるとするという意見の表明でございます。

表明に対して、審議会の回答は必要ありませんが、声明に対する御意見があればその意見を付して本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実を本省報告とすることになります。

労働団体からの要請及び弁護士会の声明につきまして、取扱い等につきまして御審議願います。以上です。

【会 長】 事務局から説明がありましたが、労働団体からの要請並びに弁護士会の声明について、意見があればそれも厚生労働省に伝えていただくこととなりますし、特になければ、審議会には要請並びに声明の報告を受けたという事実のみを厚生労働省に伝えることとなります。

要請並びに声明について、何か御意見がありますでしょうか。

【景山委員】 ありません。

【会 長】 使側はいかがでしょう。

【森脇委員】 ないです。

【会 長】 では、特に労使ともに御意見はないようですので、それでは、事務局は、審議会へ報告した事実を厚生労働省に伝えてください。

会議次第の5番目のその他ですが、委員の皆様の方から何かありますでしょうか。森脇委員は特にありませんか。

【森脇委員】 はい、ないです。

【会 長】 事務局の方から何かありますでしょうか。

【室 長】 特定最低賃金ですけども、7月までには例年どおり申出が予定されておりました、たしか本日で全てそろったのではないのかと思っております。申出がありましたので、運営小委員会を例年どおり開催したいと思っております。

今後の開催日程につきましては、審議会終了後に調整をお願いしたいと思っております。以上でございます。

【会 長】 ほかに特にございませんでしょうか。

では、次回の本審は、目安の伝達と、改正諮問に関する関係労使の意見が提出されれば、その審議、この2つの内容となります。

公開、非公開の判断については、先ほど審議いただいたとおり、会議及び議事録については、公開とします。

それでは、これで第425回審議会を閉会します。ありがとうございました。